

住民票コードを変更される方へ

住民基本台帳カード（住基カード）をお持ちの方は、住民票コードを変更するとカードは無効となりますのでご注意ください。

1．本人が自ら請求するとき

（1）請求者（本人）の本人確認書類をお持ちの場合

- ・住民票コード変更請求書に必要事項を記載し、裏面の「本人確認書類」を提示して窓口へ提出して下さい。

（2）請求者（本人）の本人確認書類をお持ちでない場合

- ・住民票コード変更請求書に必要事項を記載し、窓口へ提出して下さい。後日、請求者あてに照会書兼回答書を発送しますので、その回答書を窓口にご持参された際、住民票コードを変更いたします。

注）変更後の住民票コードについては、送付により本人あてに通知します。
変更する住民票コードに関しては、番号の指定や過去の番号を付番することはできません。

2．法定代理人が請求するとき

（未成年者の父または母，成年被後見人・禁治産者の後見人）

（1）請求者（法定代理人）の本人確認書類をお持ちの場合

- ・住民票コード変更請求書に必要事項を記載し、裏面の「本人確認書類」と「法定代理人であることを確認できる書類」をそれぞれ提示して窓口へ提出して下さい。

（2）請求者（法定代理人）の本人確認書類をお持ちでない場合

- ・住民票コード変更請求書に必要事項を記載し、裏面の「法定代理人であることを確認できる書類」を提示して窓口へ提出して下さい。後日、請求者あてに照会書兼回答書を発送しますので、その回答書を窓口にご持参された際、住民票コードを変更いたします。

注）変更後の住民票コードについては、送付により法定代理人ではなく本人あてに通知します。
変更する住民票コードに関しては、番号の指定や過去の番号を付番することはできません。

本人確認書類

次の書類のいずれか一点により、本人であることの確認をさせていただきます。

(1) 住民基本台帳カード (一時停止・廃止状態でないもの) 暗証番号を照合します

(2) 法律またはこれに基づく命令の規定により交付された書類

運転免許証, 旅券 (パスポート), 健康保険の被保険者証, 各種年金手帳 (年金証書), 基礎年金番号通知書, 官公署発行の身分証明書, 雇用保険受給者証, 海技免状, 電気工事士免状, 無線従事者免許証, 動力車操縦者運転免許証, 運航管理者技能検定合格証明書, 猟銃・空気銃所持許可証, 特殊電気工事資格者認定証, 認定電気工事従事者認定証, 航空従事者技能証明書, 宅地建物取引主任者証, 船員手帳, 戦傷病者手帳等

(3) 地方公共団体が交付する書類

- ・療育手帳, 精神障害者保健福祉手帳, 介護保険被保険者証, 敬老手帳, 身体障害者手帳, 生活保護費受給に係る証明書など

(4) その他

- ・ (2) の書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類

*** 会社の身分証明書・学生証等は該当しません。**

法定代理人であることを確認できる書類

次の書類のいずれか一点により、法定代理人であることの確認をさせていただきます。

(1) 未成年者の父または母の場合

- ・親子関係がわかる戸籍謄本、健康保険証、その他官公署が発行した書類 (住民登録上, 同一世帯の場合, 又は未成年者本人の本籍が住所区の場合は不要です)

(2) 成年被後見人の後見人の場合

- ・登記事項証明書、その他, 後見人であることを確認できる官公署が発行した書類

(3) 禁治産者の後見人の場合

- ・後見人であることがわかる戸籍謄本、その他官公署が発行した書類 (禁治産者本人の本籍が住所区の場合は不要です)

送付によるコード変更請求も可能です - 請求者は本人または法定代理人に限ります

- ・請求者の住民票コード・氏名・住所・生年月日・昼間の連絡先電話番号を記載した請求書と、「本人確認書類」の写しを添付の上, お住まいの区の戸籍住民課へ送付してください。
- ・法定代理人による請求であれば, 本人による送付での変更請求における記載内容に加えて, 法定代理人の氏名・住所・昼間の連絡先電話番号などを記載した請求書と, 法定代理人の「本人確認書類」の写しと「法定代理人であることを確認できる書類」の写しを添付のうえ, お住まいの区の戸籍住民課へ送付してください。

記載漏れや添付書類に不備があると, 請求は受理されません。

ご不明な点がございましたら各区戸籍住民課にお問い合わせください。